

平成30年度 新潟県大腸がん検診精度管理調査結果

【調査の目的】

がん検診においては、精度管理が適切に行われなければ効果は得られないと考えられています。その点から、がん検診の精度管理はきわめて重要です。この調査は、新潟県生活習慣病検診等管理指導協議会胃がん・大腸がん検診部会が、新潟県で大腸がん住民検診を行っているすべての市町村およびすべての検診機関に対して、精度管理が適切に行われているかどうかを知る目的で行ったものです。（注：職域検診や人間ドックはこの調査の対象外です。）

【調査の対象】

この調査は、新潟県で大腸がん住民検診を行っているすべての市町村およびすべての検診機関を対象としています。

【調査の種類】

調査は「1. がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査（平成30年度分）※」と「2. 精度管理指標数値の調査（平成28年度分）」の2種類を実施しました。

※チェックリスト遵守状況調査のうち、「精度管理指標把握に関する調査」については、指標の確定までに1年以上かかるため、平成28年度分について調査しています。

【1. チェックリスト遵守状況調査（平成30年度の検診体制）】

厚生労働省が設置した「がん検診に関する検討会」および「がん検診事業の評価に関する委員会」において検討され、平成20年3月に「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方についてーがん検診事業の評価に関する委員会報告書ー」がまとめられました。その中で「大腸がん検診のためのチェックリスト（検診機関用）」「同（市区町村用）」「同（都道府県用）」が定められ、検診機関・市町村・都道府県がそれぞれ遵守すべき精度管理の要点について指定されました。そのチェックリストの遵守状況（遵守できていない項目が何項目あるか）に関する調査を行いました。

《調査項目と評価基準》

調査項目は、検診機関チェックリスト21項目、市区町村用チェックリスト53項目です。評価基準は以下の5～7段階評価とし、新潟県では「C」以下の検診機関、市町村には改善をお願いしています。各カテゴリーで遵守されていない項目数や内容等を胃がん・大腸がん検診部会において検討の結果、以下の評価結果としました。

＜評価基準＞

- A：チェックリストをすべて満たしている
- B：チェックリストを一部満たしていない
- C：チェックリストを相当程度満たしていない
- D：チェックリストを大きく逸脱している
- E：チェックリストをさらに大きく逸脱している
- F：チェックリストをきわめて大きく逸脱している
- Z：調査に対して回答がない

評価基準

[検診機関] 5段階評価

A:0、B:1-5、C:6-10、D:11以上、
Z:無回答

[市区町村] 7段階評価

A:0、B:1-7、C:8-14、D:15-21、
E:22-28、F:29以上、Z:無回答

《大腸がん検診の調査結果：検診機関》 集団検診 15 施設

検診機関名	評価	検診機関名	評価
新潟県保健衛生センター	A	新潟県労働衛生医学協会	A
下越総合健康開発センター	A	柏崎メジカルセンター	A
上越地域総合健康管理センター	A	山北徳洲会病院	B
厚生連村上総合病院	A	厚生連長岡中央総合病院	A
厚生連糸魚川総合病院	A	湯沢町保健医療センター	A
健康医学予防協会	A	新潟県健康管理協会	A
南魚沼市立ゆきぐに大和病院	B	上村診療所	A
町立津南病院	B		

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[検診機関] A:0、B:1-5、C:6-10、D:11 以上、Z:無回答

《大腸がん検診の調査結果：検診機関》 個別検診 388 施設

評価	検診機関数
A	55
B	125
C	28
D	6
Z	174

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[検診機関] A:0、B:1-5、C:6-10、D:11 以上、Z:無回答

《大腸がん検診の調査結果：市区町村》集団検診

市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価
村上市	B	阿賀町	B	出雲崎町	B	刈羽村	A
関川村	A	三条市	B	小千谷市	A	上越市	B
粟島浦村	B	燕市	B	魚沼市	A	妙高市	B
新発田市	A	加茂市	B	南魚沼市	A	糸魚川市	B
阿賀野市	B	田上町	B	湯沢町	B	佐渡市	A
胎内市	B	弥彦村	A	十日町市	A	新潟市	—
聖籠町	A	長岡市	A	津南町	B		
五泉市	A	見附市	B	柏崎市	B		

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[市町村] A:0、B:1-7、C:8-14、D:15-21、E:22-28、F:29以上、Z:無回答

《大腸がん検診の調査結果：市区町村》個別検診

市区町村	評価
長岡市	C
柏崎市	B
刈羽村	A
新潟市	B

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[市町村] A:0、B:1-7、C:8-14、D:15-21、E:22-28、F:29以上、Z:無回答

【2. 大腸がん検診精度指標調査（平成28年度）】

前述した「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について—がん検診事業の評価に関する委員会報告書—」に、いくつかの大腸がん検診の精度の指標がまとめられています。それらの指標のうち5項目を選び、市町村ごとに調査を行いました。

《調査項目》

精度指標のうち、「受診率」「要精検率」「精検受診率」「大腸がん発見率」「陽性反応適中度」に関する調査を市町村単位で行いました。上記報告書では「受診率」を除くそれぞれの指標における数値目標も掲げられていますので、それも同時に掲載しました。ただし、「精検受診率」以外の指標は、人口構成による違いや継続受診者の比率などによっても影響を受けますし、「大腸がん発見率」「陽性反応適中度」は小さな自治体では年度による変動が大きいとされています。一方、「精検受診率」に関しては、精度評価の最も重要な指標と位置付けられており、目標値は90%、許容値は70%とされています。精検受診率が70%未満の市町村には、その理由の調査などをお願いしています。

《平成 28 年度大腸がん検診の調査結果》

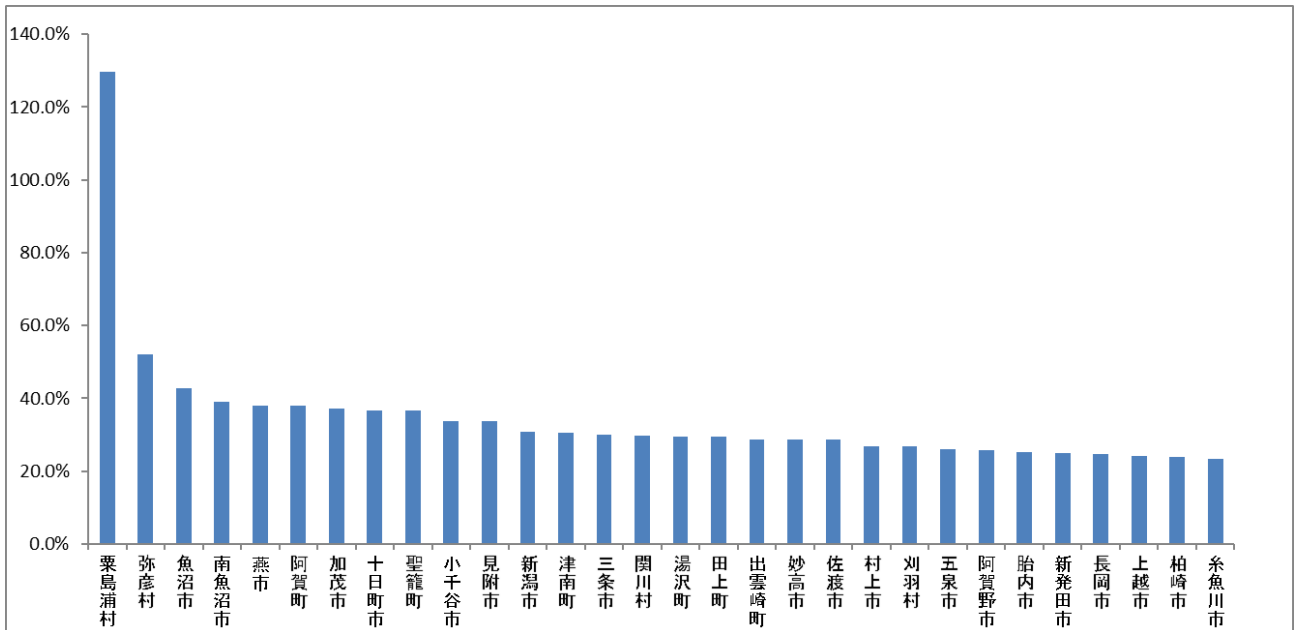
[受診率]

受診率は、大腸がん検診の対象の方のうち受診された方の割合です。対象者の算出方法は市町村によっても相違があるため、厳密には正確な値でないこともあります。そのため、今回は、がん検診事業評価に関する検討会最終報告で提案された計算式を参考に、国立がん研究センターがん情報センターが示している対象者数（* 下記のとおり）を用いて受診率を算出しました。受診率はなるべく高いことが望ましいとされています。

〔対象者数計算式〕 ※ いずれも国勢調査における対象年齢

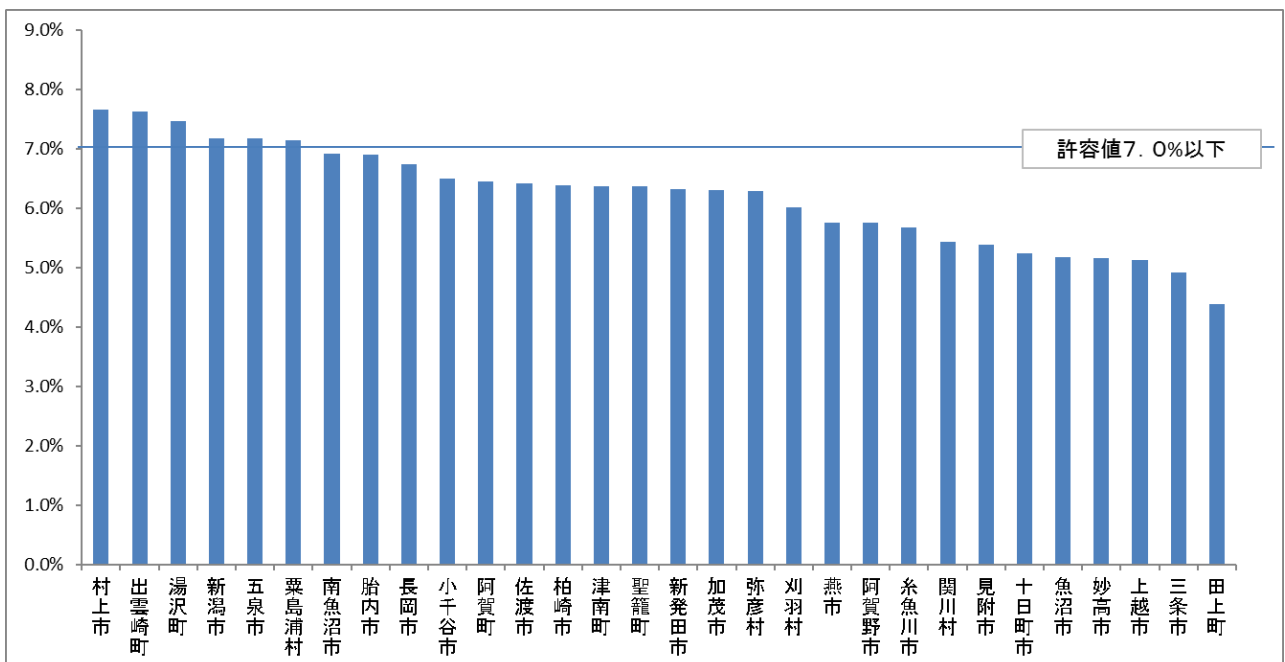
人口(※) - 就業者数(※) + 農林水産業従事者(※) - 要介護4・5認定者 - 調整値(*)

* 調整値： 国勢調査における人口 - 対象年度 10 月 1 日の推計人口



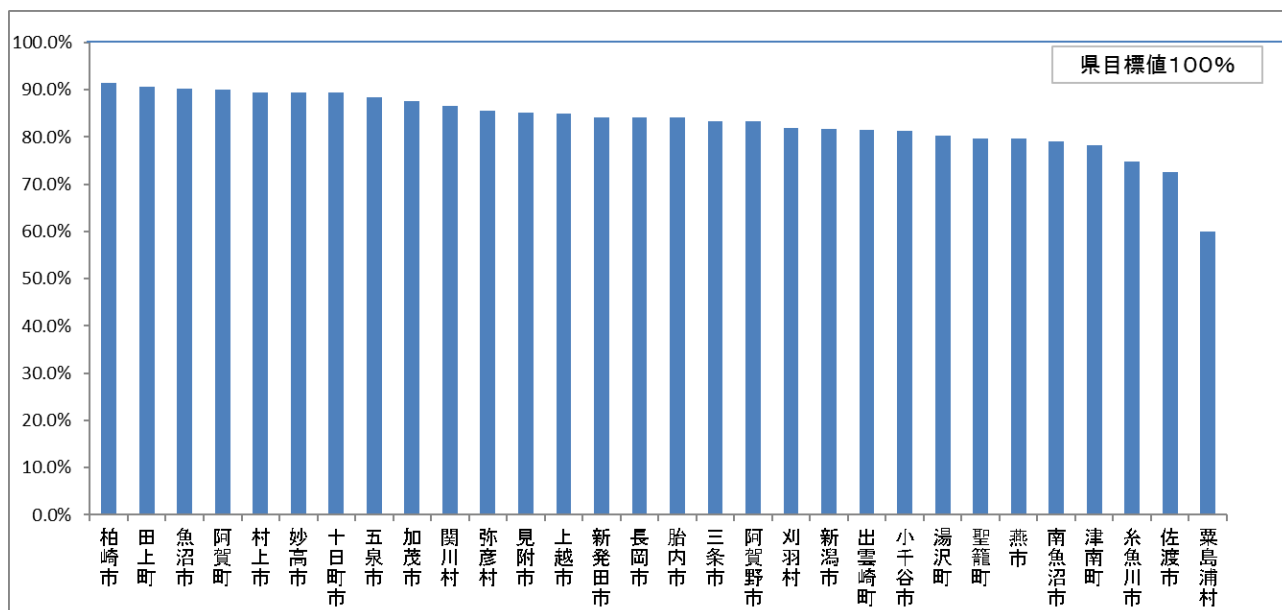
[要精検率]

要精検率は、受診された方のうち精密検査が必要とされた方の割合で、0 よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい指標です。許容値は7%以下（受診者 100 人中要精検が7人以下）とされていますが、大腸の病気が多い地域では高くなることもあります。



[精検受診率]

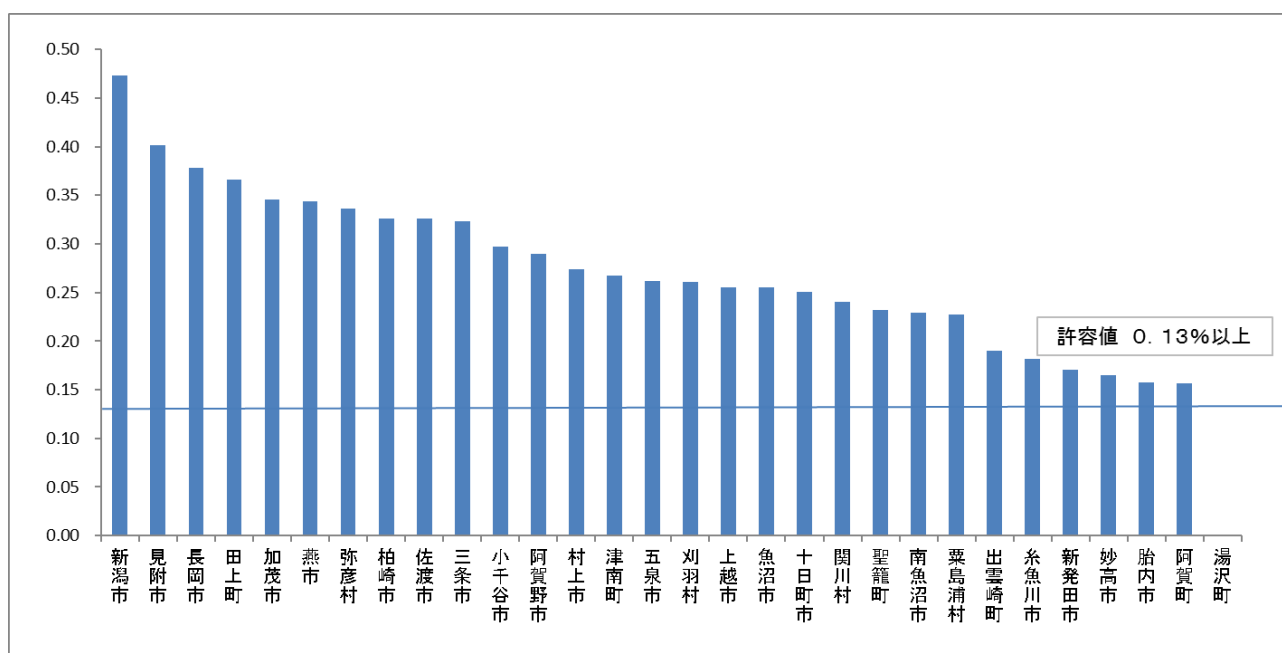
精検受診率は「要精密検査」とされた方のうち、実際に精密検査を受けられた方の割合で、がん検診の精度評価の最も重要な指標と位置付けられており、100%に近い方が望ましい指標です。目標値は90%以上、許容値は70%以上とされています。



[大腸がん発見率]

大腸がん発見率は、受診された方のうち大腸がんが発見された方の割合で高ければ高い方が望ましい指標です。許容値は0.13%（受診者1万人で13例の大腸がん発見）以上とされていますが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもあります。

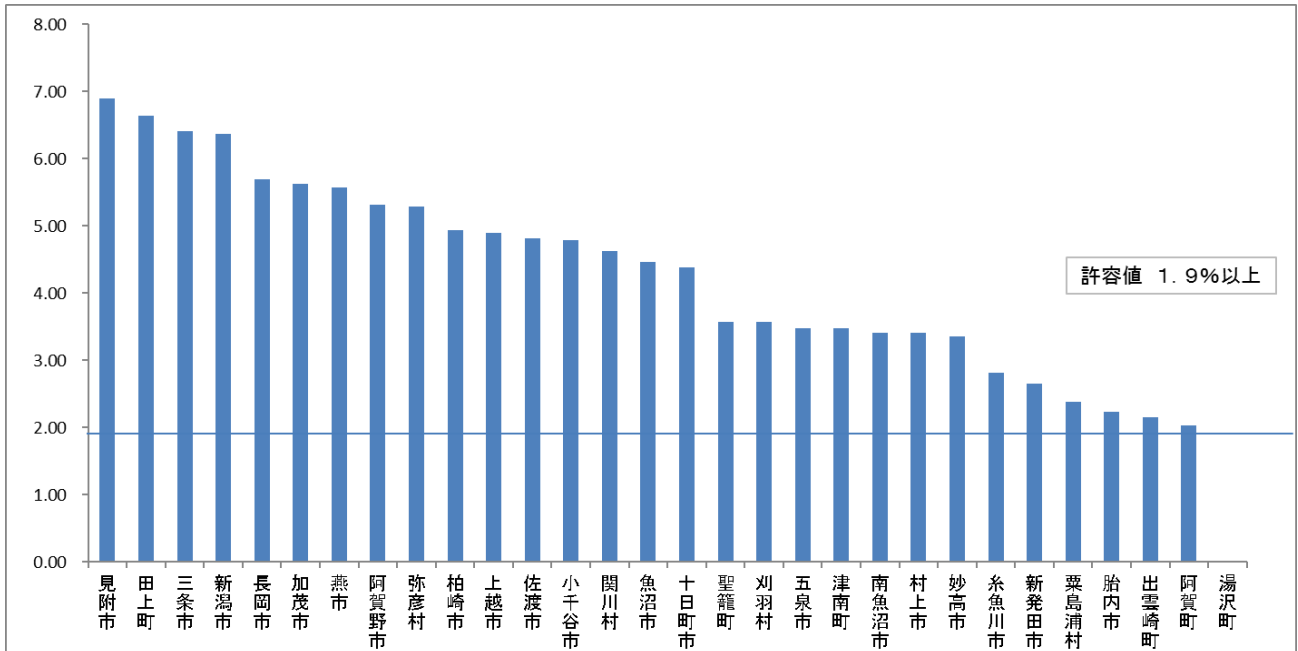
また、受診者が数千人規模の小さな自治体では年度による変動が大きいため、今回は3年間の平均による数値を示します。



[陽性反応適中度]

陽性反応適中度は、検診で「要精密検査」とされた方のうち、実際に大腸がんがあった方の割合で、ある一定の範囲内にあることが望ましい指標です。許容値は1.9%以上とされていますが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもあります。

また、受診者が数千人規模の小さな自治体では年度による変動が大きいので、今回は3年間の平均による数値を示します。



検診機関：大腸がん検診精度管理調査
【集団検診】

	新潟県保健衛生センター	新潟県労働衛生医学協会	下越総合健康開発センター	柏崎メジカルセンター	上越地域総合健康センター	山北徳洲会病院	厚生連村上総合病院	厚生連長岡中央総合病院	厚生連糸魚川総合病院	湯沢町保健医療センター	健康医学予防協会 新潟健診プラザ	新潟県健康管理協会	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	上村診療所	町立津南病院	【集団】県内検診機関計
1. 受診者への説明																
(1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（便潜血検査の再検は不適切であること）を説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	14
(2) 精密検査の方法について説明しましたか（検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	14
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(4) 検診の有効性（便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんが見つかるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(5) 検診受診の継続（毎年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	14
2. 検査の精度管理																
(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(2) 便潜血検査キットのキット名、測定方法（手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を仕様書にすべて明記しましたか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	13
(3) 大腸がん検診マニュアル（2013年日本消化器がん検診学会発行）に記載された方法に準拠して行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
3. 検体の取り扱い																
(1) 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(2) 採便後即日（2日目）回収を原則としましたか（離島や遠隔地は例外とします）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(6) 検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか（検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
4. システムとしての精度管理																
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内に行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたかもしくは外注先が全て報告したことを確認したか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
遵守されていない項目数	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	

<p style="text-align: center;">検診機関：大腸がん検診精度管理調査 【個別検診】</p>	<p style="text-align: center;">実施割合（○の割合）</p>
<p>1. 受診者への説明</p>	
<p>(1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（便潜血検査の再検は不適切であること）を説明しましたか</p>	94%
<p>(2) 精密検査の方法について説明しましたか（検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること）</p>	90%
<p>(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか</p>	83%
<p>(4) 検診の有効性（便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか</p>	83%
<p>(5) 検診受診の継続（毎年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか</p>	90%
<p>(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか</p>	71%
<p>2. 検査の精度管理</p>	
<p>(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか</p>	97%
<p>(2) 便潜血検査キットのキット名、測定方法（手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を仕様書にすべて明記しましたか</p>	72%
<p>(3) 大腸がん検診マニュアル（2013年日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行いましたか</p>	89%
<p>3. 検体の取り扱い</p>	
<p>(1) 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明しましたか</p>	93%
<p>(2) 採便後即日（2日目）回収を原則としましたか（離島や遠隔地は例外とします）</p>	93%
<p>(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか</p>	90%
<p>(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか</p>	73%
<p>(5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか</p>	81%
<p>(6) 検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか（検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます）</p>	90%
<p>(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか</p>	95%
<p>4. システムとしての精度管理</p>	
<p>(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内に行いましたか</p>	70%
<p>(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたかもしくは外注先が全て報告したことを確認したか</p>	91%
<p>(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか</p>	83%
<p>(4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか</p>	48%
<p>(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか</p>	63%

検診機関：大腸がん検診精度管理調査
【集団検診】

新潟県保健衛生センター	新潟県労働衛生医学協会	健下越総合センター	柏崎メジカルセンター	健上越地域センター	山北徳洲会病院	村厚生連総合病院	長厚生連中央総合病院	糸厚生連総合病院	湯沢町保健医療センター	新健康医学予防協会	新潟県健康管理協会	ゆきぐに市立大病院	上村診療所	町立津南病院	【集団】県内検診機関計
集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	

1. 受診者への説明																
(1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（便潜血検査の再検は不適切であること）を説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	14
(2) 精密検査の方法について説明しましたか（検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	14
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(4) 検診の有効性（便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(5) 検診受診の継続（毎年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	14
2. 検査の精度管理																
(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(2) 便潜血検査キットのキット名、測定方法（手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を仕様書にすべて明記しましたか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	13
(3) 大腸がん検診マニュアル（2013年日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
3. 検体の取り扱い																
(1) 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(2) 採便後即日（2日目）回収を原則としましたか（離島や遠隔地は例外とします）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(6) 検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか（検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
4. システムとしての精度管理																
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内に行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたかもしくは外注先が全て報告したことを確認したか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
遵守されていない項目数	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	

大腸がん検診チェックリスト【市町村別結果一覧】個別検診

	1 村上市	2 関川村	3 粟島浦村	4 新発田市	5 阿賀野市	6 胎内市	7 聖籠町	8 五泉市	9 阿賀町	10 三条市	11 燕市	12 加茂市	13 田上町	14 弥彦村	15 長岡市	16 見附市	17 出雲崎町	18 小千谷市	19 魚沼市	20 南魚沼市	21 湯沢町	22 十日町市	23 津南町	24 柏崎市	25 刈羽村	26 上越市	27 妙高市	28 糸魚川市	29 佐渡市	30 新潟市	合計
調査1 検診実施体制整備に関する調査（平成30年度実施体制）																															
【1】検診対象者の情報管理																															
問1-1	対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しているか																														
問1-2	対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか																														
問1-2-1*	受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎（手紙・電話・訪問等）に行っているか																														
問1-3	対象者数（推計でも可）を把握しているか																														
【2】受診者の情報管理																															
問2-1	個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか																														
問2-2	過去5年間の受診歴を記録しているか																														
【3】受診者への説明、及び要精検者への説明																															
問3-1	受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか																														
問3-2	要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しているか																														
問3-2-1*	上記【問3-2】の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しているか																														
【4】精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																															
問4-1	精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）を把握しているか																														
問4-2	精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか																														
問4-3	個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか																														
問4-4	過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録しているか																														
問4-5	精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか																														
問4-6	精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか																														
【5】地域保健・健康増進事業報告																															
問5-1	がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか																														
問5-2	がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先に報告を求めているか																														
問5-3	委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか																														
問5-4	精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先に報告を求めているか																														
問5-5	委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか																														
【6】検診機関（医療機関）の質の担保																															
問6-1	委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか																														
問6-1-1*	仕様書の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか																														
問6-1-2*	検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書の内容が遵守されたことを確認しているか																														
問6-2	検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか																														
問6-2-1*	「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか																														
問6-2-2*	検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか																														
問6-2-3*	上記の結果をふまえて、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしているか																														
合計（27項目）																															

*大項目（問1-2、問3-2、問6-1、問6-2等）が×の場合、それぞれの小項目（問1-2-1、問3-2-1、問6-1-1、問6-1-2、問6-2-1等）は×です。

大腸がん検診精度管理関連指標(H26-28)

		H28	H27	H26	3年合計 受診者数	H28	H27	H26	3年合計 要精検者数	H28	H27	H26	3年合計 がん発見数	がん発見率 (H26-28)	陽性適中度 (H26-28)
		受診者数	受診者数	受診者数		要精検者数	要精検者数	要精検者数		がん発見数	がん発見数	がん発見数			
1	村上市	5,986	5,929	5,964	17,879	458	469	508	1,435	16	17	16	49	0.27	3.41
2	関川村	681	713	683	2,077	37	38	33	108	2	2	1	5	0.24	4.63
3	粟島浦村	140	150	149	439	10	14	18	42	0	0	1	1	0.23	2.38
4	新発田市	7,839	8,015	7,595	23,449	495	502	509	1,506	13	12	15	40	0.17	2.66
5	阿賀野市	3,550	3,510	3,295	10,355	204	187	173	564	8	14	8	30	0.29	5.32
6	胎内市	2,654	2,558	2,397	7,609	183	160	193	536	4	3	5	12	0.16	2.24
7	聖籠町	1,400	1,486	1,422	4,308	89	100	91	280	2	4	4	10	0.23	3.57
8	五泉市	4,452	4,693	4,629	13,774	319	353	362	1,034	9	14	13	36	0.26	3.48
9	阿賀町	1,864	1,911	1,960	5,735	120	150	174	444	3	5	1	9	0.16	2.03
10	三条市	8,703	8,445	8,204	25,352	427	433	419	1,279	29	24	29	82	0.32	6.41
11	燕市	8,124	7,779	7,383	23,286	467	486	483	1,436	22	29	29	80	0.34	5.57
12	加茂市	3,475	3,499	3,455	10,429	219	217	203	639	13	11	12	36	0.35	5.63
13	田上町	1,233	1,313	1,283	3,829	54	76	81	211	4	7	3	14	0.37	6.64
14	弥彦村	1,211	1,153	1,209	3,573	76	67	84	227	5	4	3	12	0.34	5.29
15	長岡市	20,175	20,374	19,007	59,556	1,358	1,382	1,209	3,949	73	94	58	225	0.38	5.70
16	見附市	4,123	4,247	3,830	12,200	222	274	214	710	18	16	15	49	0.40	6.90
17	出雲崎町	499	532	545	1,576	38	54	47	139	1	1	1	3	0.19	2.16
18	小千谷市	3,862	3,987	3,914	11,763	251	228	252	731	13	9	13	35	0.30	4.79
19	魚沼市	5,107	5,141	5,054	15,302	264	295	315	874	10	11	18	39	0.25	4.46
20	南魚沼市	6,883	6,857	6,774	20,514	476	451	449	1,376	20	17	10	47	0.23	3.42
21	湯沢町	750	857	824	2,431	56	47	62	165	0	0	0	0	0.00	0.00
22	十日町市	6,807	7,081	6,858	20,746	356	411	421	1,188	13	14	25	52	0.25	4.38
23	津南町	1,225	1,276	1,245	3,746	78	94	116	288	0	7	3	10	0.27	3.47
24	柏崎市	6,733	7,210	6,887	20,830	430	482	465	1,377	16	26	26	68	0.33	4.94
25	刈羽村	366	384	401	1,151	22	27	35	84	2	0	1	3	0.26	3.57
26	上越市	14,722	14,942	14,223	43,887	754	786	748	2,288	35	41	36	112	0.26	4.90
27	妙高市	3,120	3,017	2,961	9,098	161	132	154	447	5	4	6	15	0.16	3.36
28	糸魚川市	3,582	3,933	3,478	10,993	203	277	229	709	5	6	9	20	0.18	2.82
29	佐渡市	6,422	6,480	6,096	18,998	412	458	418	1,288	18	27	17	62	0.33	4.81
30	新潟市	73,854	75,941	72,291	222,086	5,299	5,623	5,559	16,481	360	341	350	1,051	0.47	6.38
	合計	209,542	213,413	204,016	626,971	13,538	14,273	14,024	41,835	719	760	728	2,207	0.35	5.28